

第 10 次

小矢部市交通安全基本計画

【概 要】

(平成 28 年度～平成 32 年度)

小矢部市交通安全対策協議会

1 小矢部市交通安全基本計画とは

- 小矢部市交通安全基本計画は、市内の道路交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めたもので、交通安全対策基本法の規定により、富山県交通安全計画に基づいて小矢部市交通安全対策協議会（会長 小矢部市長）が作成するものです。
- これまで、昭和46年から5か年ごとに9次にわたり作成してきました。
- この交通安全基本計画に基づいて、小矢部市交通安全対策協議会では、毎年度、その年度における推進項目を定めた小矢部市交通安全推進計画を作成しています。

2 計画の基本理念

(1) 交通事故のない安全・安心な小矢部市を目指して

- 市民すべての願いである安全で安心して暮らせる社会を実現することが極めて重要です。
- 交通事故による被害者数が災害や犯罪等他の危険によるものと比べても多いことを考えると、交通安全の確保は重要な要素です。
- 人命尊重の理念に基づき、究極的には交通事故のない小矢部市を目指します。

(2) 人優先の交通安全思想

- 全ての交通について、自動車と比較して弱い立場にある歩行者、高齢者、障がい者、子ども等の交通弱者の安全を一層確保することが必要です。
- このような「人優先」の交通安全思想を基本としてあらゆる施策を推進します。
- 具体的には、交通社会を構成する人間、自動車・バス等の交通機関及びそれらが活動する場としての交通環境という三つの要素について、それら相互の関連を考慮しながら、可能な限り成果目標を設定した施策を策定し、かつ、これを市民の理解と協力の下、強力に推進します。

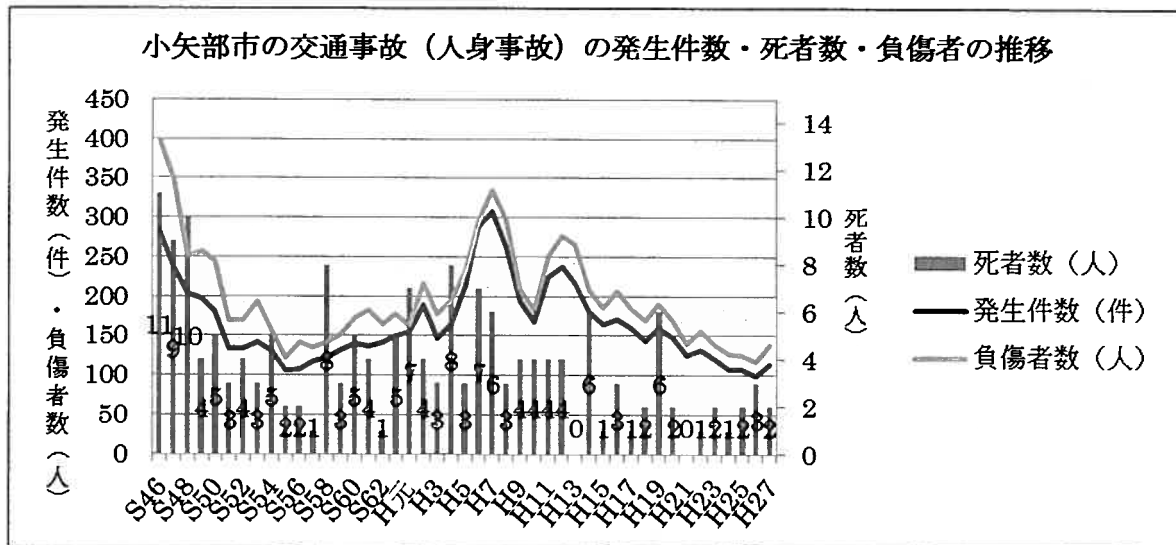
3-1 道路交通の安全

(1) 基本理念

- 人命尊重の理念に基づき、究極的には「交通事故のない社会」を目指します。
- 年間死者数0人に向けて取り組むことはもちろんのこと、交通事故そのものの減少についても積極的に取り組みます。

- (2) 年間の目標（平成 32 年までに）
- 交通事故死者数（24 時間以内）を限りなく 0 人に近づけます。
 - 事故発生件数（人身事故）を 110 件以下にします。
 - 負傷者数を 130 人以下にします。
- (3) 対策の視点
- 高齢者及び子どもの安全確保
 - 歩行者及び自転車の安全確保
 - 生活道路及び幹線道路における安全確保
- (4) 講じようとする施策
- 交通安全思想の普及徹底
 - 道路交通環境の整備
 - 安全運転の確保
 - 救助・救急活動の充実
 - 被害者支援の充実と推進
 - 高齢者の交通事故防止対策の強化

3-2 道路交通事故の現状



- 小矢部市の交通事故による死者数は、昭和 46 年には 11 人に達しましたが、以降 10 人以下の状態が続き、第 9 次小矢部市交通安全基本計画期間中は 3 人以下であったものの、平成 22 年度以降死者数 0 の年はなく、目標の「限りなく 0 人に近づける」まであと一歩という状況です。
- 一方、交通人身事故発生件数と負傷者数は、同じく過去 3 年間に於いて、108 件・125 人、100 件・117 人、111 件・136 人となっており、いずれも

昭和 46 年当時の半数以下となっておりますが、平成 27 年までに交通人身事故件数 110 件以下、負傷者数 130 人以下にするという目標は残念ながら達成することはできませんでした。

3-3 講じようとする施策

(1) 交通安全思想の普及徹底

幼児から成人に至るまで、段階的かつ体系的な交通安全教育を行い、高齢者自身の交通安全意識の向上を図るとともに、他の世代に対しても高齢者の特性を知り、その上で高齢者を配慮する意識を高めるための啓発指導を強化します。

また、交通安全教育・普及啓発活動を行うに当たっては、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に取り入れます。さらに関係団体や企業等が互いに連携をとりながら地域ぐるみの活動が推進されるよう促します。

- ・高齢者に対する交通安全教育の推進
- ・自転車の安全利用の促進
- ・後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底
- ・チャイルドシートの正しい使用の徹底
- ・反射材用品の普及促進
- ・飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立
- ・住民の参加・協働の推進 など

(2) 道路交通環境の整備

道路交通環境の整備については、これまで幹線道路と生活道路の両面で対策を推進してきたところであり、引き続き幹線道路における安全対策を推進する一方で、生活道路における安全対策をより一層推進します。

- ・生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- ・幹線道路における交通安全対策の推進
- ・災害に備えた道路交通環境の整備
- ・総合的な駐車対策の推進
- ・雪に強いまちづくりに対応した交通安全の確保 など

(3) 安全運転の確保

特に、今後大幅に増加することが予想される高齢運転者に対する運転者教育等の充実を図るほか、道路交通の安全に影響を及ぼす自然現象等に関する適時・適切な情報提供を実施します。

- ・運転者教育等の充実
- ・道路交通に関連する情報の充実

(4) 救助・救急活動の充実

救急関係機関等との緊密な連携・協力関係を確保しつつ、救助・救急体制及び救急医療体制の整備に努めます。

(5) 被害者支援の充実と推進

犯罪被害者等基本法等の法の下、交通事故被害者等のための施策を推進します。

- ・交通事故相談活動の推進
- ・交通事故被害者支援の情報提供

(6) 高齢者の交通事故防止対策の強化

高齢者自身による身体機能の変化の的確な認識と、これに基づく安全行動を促すなど、高齢者の交通安全意識の高揚を図るとともに、その他の世代に対しても、高齢者を交通事故から守る意識の醸成に努めます。

- ・高齢者に対する交通安全教育の推進
- ・高齢者に優しく思いやりのある運転の推進
- ・地域ぐるみで高齢者を見守る気運の醸成
- ・反射材着用の普及拡大に向けた活動の推進
- ・運転免許を返納しやすい環境の整備

4 踏切道における交通の安全

踏切道では、一たび事故が発生すると多数の死傷者を生ずるなど重大な結果をもたらすことから、各種安全対策の推進により踏切事故のない社会を目指します。

また、踏切事故は、直前横断、落輪等に起因するものが多いと言われているため、自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上を図ります。